

# 官民有地境界協定の手引き改定箇所

加西市

令和2年11月改定

項目		変更前	変更後
1	委任状	委任者は住所、氏名、日付を自署し、印鑑登録印を押印すること。	委任者は氏名を自署し、印鑑登録印を押印すること。
2	公図	公図に着色がある場合は、必ず同色で着色すること。	(削除)
3	公図	申請地および隣接地、対測地および関係土地の公図の写しに土地所有者名、地目を記載すること。	(削除)
4	登記事項証明書	申請地、隣接地および対測地の筆数が20筆以上の場合は、土地調書を添付すること。	(削除)
5	土地調書	—	申請地及び関係土地の筆数が20筆以上の場合は、土地調書を添付すること。なお、申請地及び関係土地の筆数が20筆未満の場合は、公図の写しまたは合成図に土地所有者名、地目を記載することにより、土地調書の添付を省略することができる。

6	現況写真	隣接、対側土地所有者の現地立会状況を確認するため、立会い中の状況写真を添付すること。	隣接、対側土地所有者の現地立会状況を確認するため、証拠資料として必要な場合は、立会い中の状況写真を添付すること。
7	現地立会	申請書及び申請書添付書類に不備や不足がある場合は、これが修正されるまで立会はできない。	申請書類一式について、申請者および利害関係人の押印前に立会を行うことができる。ただし、立会に必要な資料を事前に提出すること。
8	境界同意書全般事項	同意書への住所・氏名の記入は、同意者が自署すること。	同意書への氏名の記入は、同意者が自署すること。
9	隣接土地所有者の同意	隣接土地所有者が共有の場合は、共有者全員の同意が必要。	隣接土地所有者が共有の場合は、原則共有者全員の同意が必要。
10	隣接土地所有者の同意	隣接土地所有者と筆界確認書を交わしている場合で、本協定における隣接点と同一であることが判断できる情報（座標）が筆界確認書の図面に記載されている場合のみ、この筆界確認書の写しをもって同意書に代えることができる。この場合、筆界確認書と合わせて印鑑証明書（写し可）を添付すること。	隣接土地所有者と筆界確認書を交わしている場合で、本協定における隣接点と同一であることが判断できる情報（座標）が筆界確認書の図面に記載されている場合のみ、この筆界確認書の写しをもって同意書に代えることができる。この場合、原則筆界確認書と合わせて印鑑証明書（写し可）を添付すること。
11	対側土地所有者の同意	対側土地所有者が共有の場合は、共有者全員の同意が必要。	対側土地所有者が共有の場合は、原則共有者全員の同意が必要。
12	地元区長等の同意	隣接公共施設が、加西市で管理する道路もしくは水路の場合、所在地の区長同意が必要。	隣接公共施設が、法定外公共物（道路・水路）等であるとき、所在地の区長同意が必要。農会長、水利管理者の同意を追加で求める場合あり。なお、市道については、事前に協議を行うこと。

13	地元区長等の同意	現場状況により立会時等に所在地の農会長もしくは水利管理者の同意を求める場合あり。	(削除)
14	協定書	協定書に記載する申請人の住所・氏名は、申請人の自署とし実印を押印すること。	協定書に記載する申請人の氏名は、申請人の自署とし実印を押印すること。